

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第23回）開催結果概要

1 日時

平成20年2月15日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，酒巻匡，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
二島豊太，總山哲，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，氏本厚司総務局第二課長，吉崎佳弥総務局参事官，
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，小田正二家庭局第二課長

4 進行

（1）新委員の紹介

戸倉審議官から，總山哲委員及び二島豊太委員が紹介された。

（2）意見交換

吉崎総務局参事官から，資料1から4までに基づき，弁護士ヒアリングの結果
について説明がされた。

（山本委員）

今回の弁護士ヒアリングに参加した感想を3点ほど述べさせていただく。まず，
事前準備の難しさを感じた。医事訴訟を専門的に担当されている弁護士からは，
医事訴訟では，事前に準備すべき資料等がある程度決まっているなどといった実
情が紹介されたが，通常の訴訟の場合には，相手方の主張の内容や証拠について
事前にわからないことが多いため，事前準備といっても限界があり，まず訴えを
起こしてから相手方の対応を見ることもある程度仕方がないという印象を受けた。

なお、平成15年の民事訴訟法の改正において、提訴前の証拠収集処分などの制度を設けていたが、あまり活用されていないようであり、この点についても考えていく必要があると思われた。

次に、争点整理期日間の準備について、当事者との日程調整が難しいこと、当事者との面談を複数回行う必要があること、準備書面作成後、当事者の確認を求める必要があることなどの実情が紹介され、そのため、期日間隔としては、1か月では短く、1か月半程度欲しいというような本音を聞くことができた。統計データの分析によれば、これまでの民事訴訟の審理期間の短縮は、かなりの部分が期日間隔が短くなったことに由来していることがわかっているが、現在の弁護士の仕事のやり方を前提とすると、これ以上の期日間隔の短縮は難しいように感じた。

最後に、地方の弁護士の執務の実情についても聞くことができた。例えば、東京などと比べた場合、特に支部においては、事件の単価が低いため、弁護士としては、多くの事件を受任する必要がある、細切れの時間を活用しながら事件が処理されている。そのため、集中証拠調べが実施されて一つの事件に時間を取られると、仕事の進め方に支障が出るという意見があった。今後、審理をどのように迅速にしていくかという点を検討していくに当たっては、地域ごとの実情をふまえながら、きめ細かく考えていく必要があると感じた。

(中尾委員)

今回のヒアリング結果については、自分の経験に照らしても思い当たることが多かった。当然、地域によって、また、それぞれの弁護士、依頼者によって違いがあるはずだが、一般的な弁護士の執務の状況や傾向が出ているように感じた。今後のヒアリングを通じて、地域の特殊性なども出てくるとよいと思う。

ただし、原告の依頼を受けた弁護士と被告の依頼を受けた弁護士では対応に違いがあると思われる。被告側の弁護士は、主に訴え提起後からかかわっていくことになり、事件の全体像を把握したり、依頼者との信頼関係を築くに当たって、

原告側の弁護士とは異なる苦勞がある。被告側の弁護士の活動が迅速化によって大きいポイントになると思われるので、今後は、原告側と被告側の違いを意識してヒアリングを実施するとよいのではないか。

また、弁護士としては、訴え提起前の段階では、事案の解明よりも、早期解決を優先させている。お互いに手の内を見せないで、どういう条件であれば解決できるかを探っており、ある程度争点についてはイメージできるものの、弁護士同士が争点を詰め合うという場面ではない。争点整理は、訴え提起後に裁判所も関与する段階になって意識するようになるのであり、その意味では、弁護士の行動は、訴訟係属前と訴訟係属後では、若干質が違う。訴訟係属前の段階で、自らの手の内を明らかにすることには抵抗がある。

(秋吉委員)

資料1の1ページ「相談を受けてから紛争解決手段を選択するまでの活動について」の記載は、ある程度問題意識のある弁護士の意見だと思われる。裁判所から見ると、事前準備をしっかりとされている弁護士もいるし、原告の話だけに基づいて訴状を書いている弁護士もいるように思われる。事前準備は非常に重要であり、まず、事前準備がしっかりとされれば、訴えを起こさなくても円満に解決することができる事件が裁判になることを防ぐことができるだろうし、相手の言い分や客観的な証拠を事前に調査すれば、勝つのが難しいことがわかる事件について訴訟になることが防止できるだろう。また、訴えが提起されるとしても、提訴後の主張及び反論の応酬、書面の作成や書面を読んだ後の検討に要する時間などをトータルで考えると、事前に十分調査して、被告の反論もある程度予測した上で、訴状を書いてもらうのが迅速化に資すると思われる。医療事件についても、しっかり調査した訴状と、原告の言い分だけを聞いて作成された訴状があるが、雑ばくな感想としては、よく調査して書かれた訴状の方が勝訴率が高いように感じる。事前準備が必ずしも十分にされない原因があるとすれば、その点をヒアリングしていただきたいと思う。

資料1の1ページ「効率的な準備の支障となる事情」については、ある程度やむを得ないのだろうと思うが、弁護士がどういうことを準備してほしいと思っているのかを当事者にもよく知っていただく必要があると思う。裁判所において、当事者本人から、裁判は真実が明らかになる場であると思っていました、と言われることがあるが、真実を明らかにするための証拠収集は当事者にしてもらう必要があり、そのあたりを当事者がどこまで理解しているのか、弁護士は、当事者に対してどのように説明をしているのか、といった点についても尋ねてみるとよいのではないかと。

資料1の3ページの和解については、私自身の経験としては、弁護士から、相手の前で和解を希望していると言出しにくいので、裁判所から早めに和解の可能性があるかどうか確認してほしい、とか、ある時期に和解を勧告したところ、もう少し早いタイミングであれば和解に応じられたのに、と言われたことがあり、早めに和解の打診をするようにしている。しかし、和解の成立の見込みがない場合には、何期日も和解期日を重ねたりはしない。例外的に、少し時間をかける場合としては、ある程度結論が見えており、これ以上対立が深まると和解が困難になってしまうように思われるため、和解の機運を裁判所が作りたいと考えるケースなどがある。このあたりは、裁判所としては、弁護士に理解してもらっていると思っていたが、うまく意思疎通を図るためにどうすればよいかという点について弁護士の意見を聞いていただきたいと思う。

(中尾委員)

和解については、代理人がどのような対応をするかに尽きると思う。原告側の代理人としては、早い段階で、それなりの条件で和解ができればよいと考えているが、被告側の代理人としては、負ける事件は早く負けた方がよいという意見もあるかもしれないが、やはり、弁護士としては、依頼者の利益の最大化を目指すことになる。被告側が早い段階で和解を勧誘してほしいというのは、ある意味で弱みを見せることになってしまうため、なかなか難しい面がある。ただし、被告

側の弁護士が、ある程度事件の見通しを持ち、依頼者と信頼関係を築いていけば、早期に解決することも可能であって、依頼者と協議の上、和解の方針を決めることができる。しかし、事案の内容や依頼者によっては難しい場合もあり、早い段階では和解に応じることが難しい場合もあるし、中には、こちらからは言い出しづらいが、裁判所からサインを送ってもらえれば、という場合もある。いずれにせよ、弁護士は、依頼者の利益を最大限追求するということで縛られている面があるため、裁判所から見ても分かりづらいと感じられる部分もあるのだろう。当事者との信頼関係をいかに築くかが重要であり、私の経験では、事件を受任するときに、自分なりに見通しを当事者に伝える、特に不利と考えられる場合には、不利であることをしっかりと説明しながら、このあたりで解決するのがよいという見通しを伝えることが重要であり、そうすると、早い段階でも和解ができることがある。

(井堀委員)

迅速化の観点からすると、当然審理に時間を要する事件がある程度長くなるのは仕方がない。しかし、本来、長くかかるはずのない事件が長期化している場合に、どういう問題があるのかを分析すれば役立つだろう。裁判が始まる段階で、弁護士が、どれくらいで審理が終わるかの見通しを持つと思うが、その通りに終わった事件もあれば、予想外に長引いた事件もあると思う。結果的に長引いたとすれば、それがどのような要因によるものなのか、事件が終了した後であれば、ある程度分析ができると思う。一般的に審理に時間を要する事件を分析することも重要であるが、平均的な事件に比べ長引いた事件や、弁護士の事前の予想よりも長引いた事件について、その要因が何かを分析するとよい。

(總山委員)

社会の耳目を集める大きい事件や専門的な事件については、代理人が複数の事件が多い。代理人が複数の場合には、例えば、次回期日がなかなか決まらないという問題があるのではないだろうか。また、代理人複数の場合には、どのように

打合せをして、どのように意思決定をしているのか、といった点についてヒアリングを行うとよいであろう。

(飯田委員)

資料1の4ページ「当事者の裁判に対する期待等について」の記載については、裁判は時間がかかることを前提として、それでも真実を解明してほしいという意見だと思う。自分なりに納得できる内容を得られるのであれば、やはり、裁判に長くかかるよりも短い方がいいということになるだろう。このような点については、やはり、当事者自身に裁判をどう見ているのかを聞いた方がよいと思う。

また、資料1の1ページに、医療事件について、2年で訴え提起ができれば早いという意見があったが、一般人の感覚では非常に長く感じる。弁護士としては、カルテ等を入手して分析する必要があり、また、医者側も非常に忙しい現在の医療の状況を前提とすれば、決してのんびりやっているわけではないと思われるが、例えば、家族を亡くした人にとっては、訴えるまで2年かかりますと言われると、とても裁判はできないとってしまうのではないか。そういう意味では、裁判をしようと思ったが、裁判を起こさなかった人の意見も聞く必要があるかもしれない。

(戸倉審議官)

医療事件の感想を述べた弁護士は、多数の医療事件を担当されている方であり、その弁護士は、当事者から相談を受けると、カルテなどを分析し、内容証明を出すなどして医療機関側の反応を見るようにしているが、内容証明に対する回答が戻ってくるのが、従来は半年程度であったが、最近は1年くらいかかるということであった。このように、医療機関からの返事が遅いというのは現実としてあるわけであり、準備に要する時間といっても、弁護士の努力だけで改善できる部分もあるが、必ずしもそうでない部分もある。一方、医療機関には医療機関側の事情もあるわけであるから、この検証との関係では、このような実態を明らかにしていき、議論の材料にしたいと考えている。

(酒巻委員)

支部においては、集中証拠調べが大変であるという声があったようだが、もともと集中証拠調べは、充実した審理を行って期間を短くするために導入されたものと思われるものの、実際には、弁護士の執務態勢や仕事のやり方とそごが生じているように感じられた。

また、争点整理期日の間隔を短くできれば審理期間の短縮に役立つと思われるが、弁護士からは、現在の執務形態を前提とすると、これ以上短くすることは難しいという意見が出されている。そうすると、弁護士の数を激増させるなどのよほどドラスティックな変化がないと、これ以上短くするのは難しいのではないかという印象を持った。

(中尾委員)

集中証拠調べについては、支部においては、裁判所の都合で期日がなかなか入らないということがあるかもしれないし、弁護士側の手持ち事件の関係で期日が先になってしまうこともあるかもしれない。証拠調べ期日が1回か2回かという問題のほかに、証拠調べ期日までに期間が空いてしまうことがあり、その点も調べていく必要があるかもしれない。

(戸倉審議官)

集中証拠調べに関して、地方の場合は、事件単価が安いという実情があり、現在のところ、相対的に弁護士数が少なく、弁護士に対するニーズはそれなりにあるという事情がある。したがって、弁護士は、多くの手持ち事件を抱えるため、仕事のやり方が細切れになってしまい、まとまった時間がとりにくくなる。集中証拠調べの場合には、人証調べを実施する法廷での時間はもちろん、そのための準備にもまとまった時間が必要となることから、このような地方の弁護士の業務のパターンは、集中証拠調べをやりにくくなる要因の一つとして挙げられるのではないかと考えているところである。集中証拠調べに対して消極的な意見が弁護士から出されたからといって、その意見の適否を問題にするつもりは全くなく、

その要因を掘り下げていきたいと考えている。その意味では、東京と地方では手持ち事件の数が異なっており、事件単価というのは重要な要素であるように感じられた。

(中尾委員)

争点整理については、当事者間において活発な議論がされ、中心的争点が絞られていき、その後の集中証拠調べに至るという一つのモデルがあると思われる。しかし、弁護士は、依頼者との関係で、できる限り多くの主張をしようとするようであり、現実には、必ずしも理想的なモデル通りに進められているわけではないのではないか。実際に、モデルの通りに争点整理がされているのか、もし、されていないとすれば、それはどのような理由に基づくものかをヒアリングしていかなければならないと思う。また、弁護士が依頼者との関係で何をやっているのかということに加えて、裁判官との関係で争点整理がどのようにされているのかについても聞く必要があるのではないか。

(戸倉審議官)

争点整理については、裁判官が記録を十分に読み込んでいないため進まないという意見が述べられることがあるが、そもそも、裁判官が記録を読んでいないから争点整理が進まないというのはなぜだろうか。現在の争点整理においては、裁判所から弁護士に対して課題が出され、弁護士がそれに対応すると、また、次の課題が出されるといった進め方がされている。弁護士が争点整理について、必ずしも全体の見通しを有しているわけではなく、裁判所から出された課題をこなしているにすぎないようにも感じられる。争点整理において裁判官と弁護士の役割がどのようにあるべきかという点にもかかわる問題であると思われる。

(中尾委員)

弁護士に対してアンケートなどをすると、争点整理を当事者がどの程度主導的に行うべきか、裏返して言えば、裁判所がどの程度関与すべきかは意見が分かれるところである。争点整理については、主要な争点を絞り込んでいくというより

も、むしろ和解をにらみながらやっていることも多い。そのような場合には、和解の可能性がある以上、ある程度の駆け引きもあり、裁判所の判断を仰ぐために純粋に主要な争点の絞り込みだけを行っているわけでない。争点整理と和解は本来別の手続であるが、実態としては、争点整理と和解が明確に区別されているわけではないように思われる。もし、そのような実態があるとすれば、それを前提として、どのように争点整理期間を短くすることができるのかを考えていく必要がある。個人的な感想としては、専門訴訟などにおいては純粋な争点整理をすることがあるが、一般の事件であれば、和解の可能性を探りながら争点整理を行っていることが多い。

(秋吉委員)

争点整理と一口にいても、いわゆる事実整理案をまとめるための争点整理というものと、この事件の勝敗がどこで決まるかという点についての認識を関係者間で共通にするための争点整理というものでは少し違うのではないかと思われる。そして、後者については、裁判所がここが勝負所だと考え、それについて両当事者も共通した認識を持つことが重要であるが、裁判所が本当の争点を見極めるためには、争点整理の最後の段階における裁判所の認識に早く到達できるようにしてもらいが必要であり、そのためには、当事者から主張や証拠を早い段階で出してもらわなければならない。それが早ければ、裁判所は、心証を早く形成することができ、和解の勧告も早くできる。

(二島委員)

弁護士と当事者の関係については、一般論で論じるのは難しいと思う。当事者と言っても、大企業の場合と個人の場合では大きく異なるし、個人の当事者の中でも、意識レベルがかなり違うので、漠然と、弁護士と当事者の関係について弁護士に尋ねても答えに窮してしまうのではないか。

(戸倉審議官)

当事者によっては、弁護士が同じ説明をしても理解度が違うであろうし、見通

しを伝えても合理的に判断するか感情的に受け取るかなど受け止め方も違うであろう。ヒアリングに当たっては、どのような事件であるか、どのような当事者であるかといった点を明らかにして、弁護士の経験をお話いただく必要があると感じている。

(中尾委員)

争点整理については、当事者が主体となって争点を絞っていくのが原則であろう。ただ、単なる主張の整理ではなく、核心と考えられる部分を裁判所、原告、被告で絞り込んでいくためには、裁判所の方で心証をとりつつ、その心証を背景にしながら、争点整理を進めていき、関係者の共通認識が形成されればうまく争点を整理をすることができる。しかし、争点整理は、証拠調べの前の段階の話であり、どのように裁判所に的確な心証をつかんでもらうかが問題となり、結局は、陳述書の問題となってくる。陳述書を争点整理の早い段階で提出し裁判官が心証をとりながら争点整理をするというのは一つの争点整理のモデルとなるが、このようなモデルを弁護士が容認できるかというとなかなか難しい面がある。陳述書はこのような段階で出すべきものではなく、心証は、争点整理終了後の証人調べにおいて形成すべきであるという意見も強いためである。このような意見に基づくと、争点整理のモデルとしては、当事者間での主張整理に近い形になり、裁判所はあまり口出ししないということになりそうであるが、必ずしも共通したモデルがあるわけではないだろう。

裁判官が心証をとりながら争点整理を行うのが的確な面もあるが、それが理想とも言えないところがある。また、先ほど述べたように、争点整理については、集中証拠調べに向けて争点を絞るという面だけではなく、和解の可能性を探るという面もある。このように、争点整理に関しては、様々な事情が複雑に絡みあっているように思われるところであり、そのあたりの実態について、ヒアリングで聞けるとよいのではないか。

(高橋座長)

御指摘があったとおり、今後のヒアリングにおいては、どのような事件の話であるかを明らかにしてもらう必要がある。

今回のヒアリングに参加して印象に残った点としては、まず、事案の全体像がなかなかつかめないという感想が述べられていた。詳しい訴状がきた場合、認否くらいはできるように思われるが、弁護士としては、全体像がはっきりわからない段階においては、特定の主張のみを認否することも危ないと感じることがあるようである。依頼者の発言が変わってしまうため全体像がなかなかつかめないということであったが、この点は、法人でも個人でも変わりはないということであった。

また、最近では、文書送付嘱託をしても、個人情報保護等との関係でなかなか出してくれないことが多くて困るという意見があり、このあたりについては何らかの手当を考える必要があるように感じた。

今回一番驚いたのは、依頼者が弁護士との関係で非常に強くなっていることである。弁護士が作成した書面を依頼者にチェックをしてもらうと、かなり修正等が入るということであり、弁護士としては、依頼者の直してきた方に従うということであった。

また、内容証明により事前にやり取りをするという話があったので、被告予定者のもとにも内容証明が送られてくると弁護士のところに相談に来るのかと尋ねたところ、相談に来ることもあるが、弁護士は深く関与するわけではないという感想が述べられた。訴えを提起された後に本格的に相談にのって対応するようであり、そうすると準備が一步一步遅れていき、被告の本音がなかなかわからないということになるようであった。

全体としては、平成8年の民事訴訟法改正の際に出された意見と同趣旨の意見がたくさん出されたという印象を受けた。

(3) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第 2 4 回 平成 2 0 年 3 月 2 6 日 (水) 午前 1 0 時から正午まで

(以 上)